

医療保険利用時

利用料（医療保険利用）

健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、ア 訪問看護基本療養費、イ 訪問看護管理療養費、ウ 訪問看護情報提供療養費の合計額になります。

サービス内容		10割	ご利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
ア訪問看護基本療養費Ⅰ					
週3日目まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
ア訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物の居住者）					
同一日2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
同一日3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
ア訪問看護基本療養費Ⅲ（入院中に外泊した場合）		8,500円	850円	1,700円	2,550円
イ訪問看護管理療養費（1日につき）					
月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
2日目以降		3,000円	300円	600円	900円
ウ訪問看護情報提供療養費（1月につき）※1		1,500円	150円	300円	450円

【その他加算】

○24時間対応体制加算（1月につき）※2	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
○特別管理加算（1月につき）※3	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
○利用者の状態に応じ※4	2,500円	250円	500円	750円	
○難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
○退院時共同指導加算（1月につき）※5	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算対象者は右記料金を加算	2,000円	200円	400円	600円	
○早朝・夜間加算（6:00～8:00 18:00～22:00）	2,100円	210円	420円	630円	
○深夜加算（22:00～6:00）	4,200円	420円	840円	1,260円	
○複数名訪問看護加算					
看護師と看護師等の場合（週1回まで）	4,500円	450円	900円	1,350円	
看護師と看護補助者の場合（週3回まで）	3,000円	300円	600円	900円	
○長時間訪問看護加算※6	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
○緊急訪問看護加算（1日につき）※7	2,650円	265円	530円	795円	
○退院支援指導加算 ※8	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
○在宅患者連携指導加算（1月につき）※9	3,000円	300円	600円	900円	
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※10	2,000円	200円	400円	600円	
○訪問看護ターミナルケア療養費 ※11	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	

※1 1) 各機関の連携を強化する為に訪問看護情報提供書により情報を提供した場合（月1回まで）

※2 1) 電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合

- 2) 月1回算定可能
- ※3
 - 1) 月1回算定可能
 - 2) 悪性腫瘍患者、気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 3) 気管カニューレ、または留置カテーテル使用している状態にある方
- ※4
 - 1) 月1回算定可能
 - 2) 自己腹膜還流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧症患者
*上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
 - 3) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
 - 4) 重度の褥瘡（真皮を超える褥瘡）の状態にある方
 - 5) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- ※5
 - 1) 入院中、入所中の方が退院、退所する際に、訪問看護事業所の看護師等が主治医などと連携して在宅での療養上必要な指導を行った場合
 - 2) 月1回の算定であるが、規定疾患の方は月2回算定出来る（複数日であること）
- ※6
 - 1) 特別な管理を必要とする方（※3、※4）・・・1回/週
 - 2) 15歳未満の超重症児・準超重症児・・・・・・3回/週
 - 3) 特別訪問看護指示期間の方・・・・・・・・・・1回/週
- ※7
 - 1) 定期的に行う訪問看護以外で、緊急の求めに応じて、主治医の指示により訪問看護師等が訪問看護を行った場合に1日につき1回算定可能
- ※8
 - 1) 規定の疾患の方で、退院日の訪問看護が必要であると認められた方に対して訪問看護師等が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に1回のみ算定可能
- ※9
 - 1) 通院困難な方に対して月2回以上、医療関係職種間で文書（電子メール、FAXも可）により共有された情報を基に指導などを行った場合に、月に1回算定可能
- ※10
 - 1) 状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護師が参加し、医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、共同で指導を行った場合に、月に2回まで算定可能
- ※11
 - 1) 亡くなる前14日以内に2回以上訪問看護基本療養費を算定、主治医との連携の下に終末期の看護を提供している場合に1回限り算定可能